

## 広島県土地造成事業管理規程第五号

広島県土地造成事業聴聞等規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県土地造成事業聴聞等規程

土地造成事業の管理者の権限を行う知事が不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令（条例及び規則を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則第七十二号）の規定の例による。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。